

明治十九年勅令

メートル条約

明治八年（西暦一千八百七十五年）仏蘭西國巴里府ニ於テ独逸国外十六箇国ノ間ニ締結セルメートル条約訳文
日耳曼皇帝陛下、澳地利洪葛利皇帝陛下、白耳義皇帝陛下、伯西兒皇帝陛下、亞然的音共和國大統領閣下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領閣下、仏蘭西共和国大統領閣下、伊太利皇帝陛下、白露共和国大統領閣下、葡萄牙亞爾迦揮皇帝陛下、露西亞皇帝陛下、瑞典那威皇帝陛下、瑞西聯邦大統領閣下、土耳其皇帝陛下及ヴェネズエラ共和国大統領閣下ハメートル法ヲ万国ニ施行シ且之ヲシテ完全ナラシメンコトヲ冀望シ之カ為メ条約ヲ締結ゼンコトニ決定シ各其全權委員ヲ任命スルコト左ノ如シ

日耳曼皇帝陛下ハ巴里府駐在同國特命全權大使、普魯西赤鷲勲章及バビヒエール、サン、ユベール勲章ノグラン、クロアーヴ、ブランス、ユド、ホヘンローフ、シルリンヒュルスト氏
澳地利洪葛利皇帝陛下ハ巴里府駐在同國特命全權大使、現侍從兼枢密顧問、金羊毛勲章ノシユヴァリエ並洪葛利サン、エチエンヌ勲章及レオポール勲章ノグラン、クロアーヴ、コント、アッポニー氏
白耳義皇帝陛下ハ巴里府駐在同國特命全權大使、宮中顧問、クリスト勲章ノコンマンドー
レオポール勲章ノグラン、ヲフヒシエ及レジヨン、ドノール勲章ノグラン、ヲフヒシエ、バロニ、ベイアン氏
伯西兒皇帝陛下ハ巴里府駐在同國特命全權公使、瑞西聯邦大統領閣下ハ巴里府駐在同國特命全權公使バルカルス氏
丁抹皇帝陛下ハ巴里府駐在同國特命全權公使、ダヌブログ勲章ノグラン、クロアーヴ、及同勲章ノクロー、ドノール並レジヨン、ドノール、勲章ノグラン、オフヒシエ、コント、ド、モルトッケ、ウキツトエルド氏
西班牙皇帝陛下ハ巴里府駐在同國特命全權公使、金羊毛勲章ノシユヴハリエ及レジヨン、ドノール、勲章ノグラン、クロアーヴ等貴族ヴヰコント、ド、ロカモラ、マルキー、ド、モレンドン、マリヤノ、ロカド、ドゴール氏

第一條 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万國學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ
第二條 仏蘭西國政府ハ本条約附録ノ規則ヲ以テ定メ及西班牙國地理統計學士院長理學會院員イザベール、ラ、カトリック勲章ノグラン、クロアーヴ、ニギラ、カトリック勲章ノグラン、クロアーヴ、ニギラ、
第三條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員会ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第四條 度量衡總會議長ノ任ハ巴里理學會院現職院長ニ委嘱スルモノトス
第五條 中央局ノ組織並度量衡萬國委員會及度量衡總會ノ組成權限ハ本条約附錄ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ
第六條 度量衡萬國中央局ハ左ノ事務ヲ担任ス
第七條 新製メートル及キログラム原器ノ比較監查ニ閑スル事
第八條 万國原器ノ保存
第九條 定期ヲ以テ各國摸製原器ヲ万國原器及
第十條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第十一條 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許
第十二条 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ
第十三条 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ
第十四条 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本條約ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スヘキモノトス
第十五条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十六条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十七条 委員会ニ於テ電氣單位ニ閑スル値ノ統合シ諸原器及確正尺度ヲ比較監查スル事
第十八条 政府學士協會美術家又ハ學士ノ囑託ニ付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存並右原器ト各國原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ担任ス
第十九条 度量衡萬國中央局ノ構造創設費並其維持費ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所外務省ヲ經由シテ巴里貯金所へ払込ムヘシ右金ヲ払入ヘシ其金額ハ第九条ニ記載ノ基礎ニ依リ萬國委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ本局學術上ニ閑スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス

第一條 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万國學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ
第二條 仏蘭西國政府ハ本条約附録ノ規則ヲ以テ定メ及西班牙國地理統計學士院長理學會院員イザベール、ラ、カトリック勲章ノグラン、クロアーヴ、ニギラ、
第三條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員会ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第四條 度量衡總會議長ノ任ハ巴里理學會院現職院長ニ委嘱スルモノトス
第五條 中央局ノ組織並度量衡萬國委員會及度量衡總會ノ組成權限ハ本条約附錄ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ
第六條 度量衡萬國中央局ハ左ノ事務ヲ担任ス
第七條 新製メートル及キログラム原器ノ比較監查ニ閑スル事
第八條 万國原器ノ保存
第九條 定期ヲ以テ各國摸製原器ヲ万國原器及
第十條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第十一條 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許
第十二条 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ
第十三条 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ
第十四条 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本條約ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スヘキモノトス
第十五条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十六条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十七条 委員会ニ於テ電氣單位ニ閑スル値ノ統合シ諸原器及確正尺度ヲ比較監查スル事
第十八条 政府學士協會美術家又ハ學士ノ囑託ニ付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存並右原器ト各國原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ担任ス
第十九条 度量衡萬國中央局ノ構造創設費並其維持費ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所外務省ヲ經由シテ巴里貯金所へ払込ムヘシ右金ヲ払入ヘシ其金額ハ第九条ニ記載ノ基礎ニ依リ萬國委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ本局學術上ニ閑スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス

第一條 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万國學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ
第二條 仏蘭西國政府ハ本条約附録ノ規則ヲ以テ定メ及西班牙國地理統計學士院長理學會院員イザベール、ラ、カトリック勲章ノグラン、クロアーヴ、ニギラ、
第三條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員会ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第四條 度量衡總會議長ノ任ハ巴里理學會院現職院長ニ委嘱スルモノトス
第五條 中央局ノ組織並度量衡萬國委員會及度量衡總會ノ組成權限ハ本条約附錄ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ
第六條 度量衡萬國中央局ハ左ノ事務ヲ担任ス
第七條 新製メートル及キログラム原器ノ比較監查ニ閑スル事
第八條 万國原器ノ保存
第九條 定期ヲ以テ各國摸製原器ヲ万國原器及
第十條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第十一條 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許
第十二条 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ
第十三条 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ
第十四条 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本條約ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スヘキモノトス
第十五条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十六条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十七条 委員会ニ於テ電氣單位ニ閑スル値ノ統合シ諸原器及確正尺度ヲ比較監查スル事
第十八条 政府學士協會美術家又ハ學士ノ囑託ニ付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存並右原器ト各國原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ担任ス
第十九条 度量衡萬國中央局ノ構造創設費並其維持費ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所外務省ヲ經由シテ巴里貯金所へ払込ムヘシ右金ヲ払入ヘシ其金額ハ第九条ニ記載ノ基礎ニ依リ萬國委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ本局學術上ニ閑スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス

第一條 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万國學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ
第二條 仏蘭西國政府ハ本条約附録ノ規則ヲ以テ定メ及西班牙國地理統計學士院長理學會院員イザベール、ラ、カトリック勲章ノグラン、クロアーヴ、ニギラ、
第三條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員会ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第四條 度量衡總會議長ノ任ハ巴里理學會院現職院長ニ委嘱スルモノトス
第五條 中央局ノ組織並度量衡萬國委員會及度量衡總會ノ組成權限ハ本条約附錄ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ
第六條 度量衡萬國中央局ハ左ノ事務ヲ担任ス
第七條 新製メートル及キログラム原器ノ比較監查ニ閑スル事
第八條 万國原器ノ保存
第九條 定期ヲ以テ各國摸製原器ヲ万國原器及
第十條 万國中央局ハ總度量衡萬國委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘン但該委員会ハ一將官イバネー氏
第十一條 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許
第十二条 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ
第十三条 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ
第十四条 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本條約ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スヘキモノトス
第十五条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十六条 本條約ハ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
第十七条 委員会ニ於テ電氣單位ニ閑スル値ノ統合シ諸原器及確正尺度ヲ比較監查スル事
第十八条 政府學士協會美術家又ハ學士ノ囑託ニ付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存並右原器ト各國原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ担任ス
第十九条 度量衡萬國中央局ノ構造創設費並其維持費ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所外務省ヲ經由シテ巴里貯金所へ払込ムヘシ右金ヲ払入ヘシ其金額ハ第九条ニ記載ノ基礎ニ依リ萬國委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ本局學術上ニ閑スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス

ヒ
ュ
ス
ニ
ー
タ
